

令和8年度 第1回

市有地(企業局所管財産)売払
一般競争入札要領
【郵便型入札】

受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年11月24日(木)まで

大津市企業局 企業経営部 契約管財課

目次

令和8年度第1回市有地(企業局所管財産)売払一般競争入札物件一覧表	… 1
令和8年度第1回市有地(企業局所管財産)売払一般競争入札要領【郵便型入札】	… 2
1 入札に参加する者に必要な資格	… 2
2 入札要領の配布	… 3
3 入札参加申込み	… 3
4 入札必要書類の送付	… 4
5 入札保証金の納付	… 4
6 入札方法	… 5
7 入札の辞退について	… 6
8 開札	… 6
9 入札の無効	… 7
10 契約手続き	… 8
11 契約保証金	… 8
12 売買代金の支払期限	… 9
13 売買代金の支払	… 9
14 契約費用及び公租公課等	… 9
15 所有権の移転及び物件の引き渡し	… 9
16 その他	…10
17 申込みのない物件等の売払い	…11
物件調書	
物件番号1(大津市中央三丁目48番)	…13
物件番号2(大津市大將軍三丁目字棕井1082番4、同番11、同番12)	…18
物件番号3(大津市大谷町字真直谷182番100)	…23
大津市企業用財産のうち不動産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領	…27
申込みのない物件等の売払い書類	
市有地(企業局所管財産)売払応募申込書兼承諾書	…50
市有地(企業局所管財産)売払応募申込に係る辞退届	…53
企業財産譲渡申請書	…54
土地売買契約書(案)	…56
不動産売買契約書(案)	…60
参考 入札書提出用封筒	…64
参考 入札関係書類提出用封筒	…66
くじによる落札決定の方法	…67

はじめに

大津市では、このたび、次の企業局所管財産を一般競争入札（郵便型入札）により売り払います。この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、この「市有地（企業局所管財産）売払一般競争入札要領」をよくお読みになった上で、お申込みください。

令和8年度第1回市有地（企業局所管財産）売払一般競争入札物件一覧表

物件 番号	物件の所在地	地 目 （構造等）	地 積 （面積）	最低売払価格	開札実施日 開札開始時刻	開札場所
1	大津市中央三丁目 4 8 番	宅 地	394. 69㎡	58, 300, 000円	令和8年12月21日（月） 午前10時から	大津市役所 新館5階 253会議室
		平成11年 鉄骨造 スレート葺 2階建	延床面積 226. 06㎡			
2	大津市大將軍三丁目 字棕井1 0 8 2 番4、 同番1 1、同番1 2	宅 地	314. 89㎡	25, 900, 000円	令和8年12月21日（月） 午前10時30分から	大津市役所 新館5階 253会議室
		昭和57年 昭和60年 鉄骨造ル ーフデッキ 葺2階建 ・平屋建	延床面積 259. 25㎡			
3	大津市大谷町字真直 谷1 8 2 番1 0 0	宅 地	2, 198. 57㎡	470, 000円	令和8年12月21日（月） 午前11時から	大津市役所 新館5階 253会議室
		昭和43年 コンクリートブ ック造鋼板 葺平屋建	延床面積 約65. 00㎡			

○ お問い合わせ先 ○

大津市企業局 企業経営部 契約管財課

電 話 0 7 7 - 5 2 3 - 1 2 3 4（代表） 内線4 5 7 2

0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 1 4（直通）

F A X 0 7 7 - 5 2 3 - 1 5 8 0

令和8年度第1回市有地(企業局所管財産)

売払一般競争入札要領【郵便型入札】

1 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加できる者

- ① 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる〔(2)入札に参加する者に必要な資格〕に該当する方が参加していただけます。
- ② 申込みをされた方が、入札参加者(落札された場合はその物件の購入者)となります。
- ③ 2名以上の共有名義で参加することもできます。

(2) 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ④ 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- ⑤ 2年以内に次のアからカまでのいずれの行為もした者でないこと。
- ア 大津市（以下「市」という。）との契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して行った不正の行為
- イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した行為
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり市の職員に対して行った職務の執行を妨げる行為
- オ 正当な理由なく行った契約を履行しなかった行為
- カ アからオまでのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為
- ⑥ 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者及び破産手続開始決定の通知を受けていない者。ただし、破産者であっても復権を得ている者は含まない。
- ⑦ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する市の職員でない者

2 入札要領の配布

(1) 配布期間

令和8年10月1日（木）から令和8年11月24日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

- ① 紙による配布 大津市御陵町3番1号 大津市企業局企業経営部契約管財課（新館6階）
電話 077-523-1234（代表）（内線 4572） 077-528-2614（直通）
- ② 電子による配布 大津市企業局ホームページ内

3 入札参加申込み

申込み方法は、受付場所に郵送して頂くか、持参して頂くか、2通りの方法のみで受付します。

(1) 受付期間

令和8年10月1日（木）から 令和8年11月24日（火）午後5時まで（必着）

持参される場合は大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く、午前9時から午後5時まで

※ 当期間内に、入札参加申込書類を郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出してください。
（持参可）

※ 申込受付期間を過ぎてから本市に到達したもの、入札参加申込書、誓約書等の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの、どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なものについては、申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

(2) 受付場所（郵送先、提出先）

① 郵送の場合の送付先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市企業局企業経営部契約管財課行

② 持参される場合の提出先

大津市御陵町3番1号

大津市役所新館6階大津市企業局企業経営部契約管財課に提出してください。

(3) 提出書類等

① 一般競争入札参加申込書【別記様式第2号】並びに誓約書【別記様式第3号】及び【別記様式第3号別添】

- ・ 入札参加申込書並びに誓約書及び別記様式第3号別添は、大津市企業局のホームページよりダウンロードしていただくか、本要領の書式をコピーしてご使用ください。
- ・ 落札後の売買契約の締結や所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず連名でお申込みください。

② 住民票（法人の場合は登記事項証明書[履歴事項全部証明書]）

- ・ 入札参加者が法人の場合は、登記事項証明書の役員に関する事項の欄に記載されている者全員を別記様式第3号別添に記入し提出してください。

③ 委任状【別記様式第4号】（代理人により入札する場合もしくは入札者以外が開札参加する場合）

- ・ 委任状は、大津市企業局のホームページよりダウンロードしていただくか、本要領3の書式をコピーしてご使用ください。
- ・ 代理人についても別記様式第3号別添に記入し、提出してください。
- ・ 委任者の「印鑑登録証明書」（法人の場合は「印鑑証明書」）を添付してください。なお、共有で申込の場合は、共有者全員分が必要です。
- ・ 入札者以外の者（法人申込みで代表者以外の者など）が開札に参加する場合は、委任状が必要となります。

※ ②③については、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

※ 共有で申込の場合は、共有者全員の書類が必要となります。

4 入札必要書類の送付

入札参加受付後に、本市より入札に必要な下記の書類等を郵送(簡易書留)します。

- (1) 入札保証金還付依頼書【別記様式第5号】
- (2) 入札書【別記様式第6号】
- (3) 入札保証金の「納入通知書兼領収証書」
- (4) 入札書提出用封筒
- (5) 入札関係書類提出用封筒

5 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

各自の見積る入札金額の100分の5以上の金額

(2) 納付方法

入札参加受付後に本市より送付する納入通知書兼領収証書により、大津市企業局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関等(納入通知書の表面に記載の納入場所を参照)で納付してください。

(3) 落札者以外の方への返還方法

落札者以外の方が納付した入札保証金は、開札終了後、入札保証金還付依頼書に記載された金融機関の口座へ返還します。なお、返還には開札後約1か月程度要しますのでご了承ください。

(4) 落札者の取扱い

落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当させていただきます。

(5) 帰属

落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、落札者が入札参加者の資格がない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、入札保証金は、市に帰属することになります。

※ (3)(4)いずれの場合も、入札保証金に利息は付きません。

※ 入札保証金は、入札金額の100分の5以上です。最低売払価格の100分の5以上ではありませんのでご注意ください。

〔入札保証金の例〕 100, 000, 000円で入札する場合

(入札しようとする金額) (入札保証金の額)

100, 000, 000円 × 5/100 = 5, 000, 000円以上

物件番号1の例

最低売払価格が58,300,000円ですので、最低売払価格で入札する場合、入札保証金は、2, 915, 000円以上になります。

6 入札方法

入札書等は、郵便方式にて受け付けます。

(1) 入札書等郵送期間

令和8年12月11日(金) から 令和8年12月18日(金) 午後5時まで(必着)

※ 当期間内に入札必要書類を郵送(一般書留又は簡易書留)にて提出してください。(持参不可)

※ 当期間内に到着しない入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

※ 提出された「入札書」の書換え、引換えを行うことができません。

(2) 提出書類

① 入札書 (入札書提出用封筒に入れ、封をしたもの。)なお、日付は開札日とすること。

② 入札保証金還付依頼書 (裏面に入札保証金納付済の「領収証」のコピーを貼り付けしたもの。)

③ 入札者の「印鑑登録証明書」(法人の場合は「印鑑証明書」)を添付してください。(発行より3か月以内のもの)なお、共有で申込の場合は、共有者全員分が必要です。

※申込み時に委任状を提出済の場合は添付不要です。

(3) 提出書類の作成要領

入札書提出用封筒に必要事項を記載の上、入札書のみを入れて封をしてください。

① 入札書【別記様式第6号】

入札書に入札金額を記載し、印鑑登録印又は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を押印してください。

※ 物件番号欄及び物件の所在地欄には、本要領「令和8年度第1回市有地(企業局所管財産)売却一般競争入札物件一覧表」に記載の物件番号及び物件の所在地を記載してください。

※ 入札者本人が入札を行う場合は、入札者本人の住所、氏名を記載してください。また、共有名義で入札に参加する場合は、共有者全員の住所、氏名を記載してください(入札書に記載された名義で契約締結及び所有権移転を行いますのでご注意ください。)。なお、代理人の方が入札を行う場合は、入札者本人の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。(入札者本人の押印は不要です。)

※ 金額記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

※ 入札書右上にあるくじ番号に任意の値(000～999)を記入してください。

※ 黒のボールペン又は万年筆により記入してください。

② 入札保証金還付依頼書【別記様式第5号】

入札保証金還付依頼書に必要事項を記載し、印鑑登録印を押印してください。

返還用口座は、必ず入札者本人名義の銀行口座を記載してください。なお、共有で申し込まれた場合は、代表者の口座を記入してください。

返還用口座については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要することとなります。

裏面に、入札保証金納付済の領収証(金融機関の領収印があるもの)をコピーしたものを貼り付けてください。

※ 上記①及び②の書類と印鑑登録証明書を、入札関係書類送付用封筒に入れて、一般書留又は簡易書留にて下記まで郵送してください。

(4) 送付先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業経営部契約管財課行

7 入札の辞退について

入札参加者は、開札までは入札を辞退することができます。入札を辞退するときは、入札辞退届【別記様式第7号】を郵送又は持参により提出してください。ただし、郵送については、開札日の前日までに到着するものに限りです。

・入札辞退届は、大津市企業局のホームページよりダウンロードしていただくか、本要領の書式をコピーしてご使用ください。

8 開札

(1) 日時

① 物件番号1 令和8年12月21日(月) 午前10時から

② 物件番号2 令和8年12月21日(月) 午前10時30分から

③ 物件番号3 令和8年12月21日(月) 午前11時から

(2) 場所

大津市御陵町3番1号

大津市役所 新館5階 253会議室

(3) 参加方法等

入札者本人及びその委任を受けた代理人は、開札に参加することができます(参加は任意。)。なお、開札会場への入場には、入札保証金の「領収証」(原本)が必要となりますので、必ずご持参ください。

開札参加の受付は10分前から行います。

(4) 落札者の決定方法

① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた最低売払価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、後日、入札参加資格の欠如や入札無効の事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。くじによる落札決定は、別添のくじによる落札決定の方法により決定します。

(5) 開札結果

① 開札結果は、落札者のみ文書で通知します。なお、開札結果の照会については、開札日の翌日以降にお答えします。

② 開札結果については、大津市企業局のホームページにて公表します。(落札者名は「個人」又は「法人」の表記のみ。)

③ 開札会場では、物件ごとに落札者の氏名(法人名)及び落札金額を発表いたします。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札
- (3) 入札参加申込書、誓約書又は入札保証金還付依頼書の提出がない入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札保証金を納付していない入札
- (6) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額及び文字を訂正した入札(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入した入札
- (12) 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 大津市企業用財産のうち不動産の処分に係る一般競争入札の実施に関する事務取扱要領に違反した入札

10 契約手続き

(1) 契約説明

- ① 契約説明は、個別に日程調整します。
- ② 契約説明には、落札者本人又は委任を受けた代理人の出席が必要です。

(2) 必要書類等(共有名義者を含む全員分)

- ① 落札通知書（落札決定後に大津市企業局より送付します。）
- ② 印鑑登録印及び印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ③ 土地売買契約書等に貼付する収入印紙（事前に郵便局等でご購入ください。）

〔契約説明実施日に「土地売買契約書等」に署名・押印を希望する場合は①～③全て必要です〕

(3) 契約締結期限

令和9年1月8日(金)午後5時まで

※ 上記契約締結期限までに署名・押印し収入印紙を貼付した「土地売買契約書等」を提出していただきます。なお、契約説明実施日に「土地売買契約書等」に署名・押印することもできます。

(4) 契約の締結

- ① 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- ② 契約締結期限(令和9年1月8日(金))までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになりますので十分ご注意ください。
- ③ 土地売買契約書等（市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に必要な費用は購入者（落札者）の負担となりますのでご承知おきください。
- ④ 契約を締結する際には、印鑑登録印並びに収入印紙及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）が必要になります。
- ⑤ 入札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

11 契約保証金

落札者は、売買契約締結と同時に契約保証金(売買代金の100分の10以上の金額)を納付していただきます。なお、入札保証金は契約保証金に充当いたします。

(1) 契約保証金額

売買代金の100分の10以上の金額

(2) 納付方法

契約締結時に市が発行する納入通知書兼領収証書により、大津市企業局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関等（納入通知書の表面に記載の納入場所を参照）で納付してください。

(3) 帰属

契約者が契約締結後、指定期日までに売買代金が支払われない場合は、売買契約を解除の上、契約保証金は市に帰属することになりますので、十分ご注意ください。

12 売買代金の支払期限

契約締結後、売買代金は、市が発行する納入通知書兼領収証書により、令和9年2月26日(金)までに全額支払わなければなりません。

13 売買代金の支払

契約締結後、市が発行する納入通知書兼領収証書により指定期日までに、大津市企業局の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関等(納入通知書の表面に記載の納入場所を参照)で売買代金を全額納付していただきます。分割納付はできません。なお、契約保証金は売買代金に充当いたします。

14 契約費用及び公租公課等

次の費用等は、落札者の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) 所有権移転後、落札者を義務者として課される公租公課
- (4) その他契約に要する費用

15 所有権の移転及び物件の引き渡し

(1) 所有権の移転

- ① 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転するものとし、売買物件については現状有姿で引き渡します。
- ② 所有権の移転登記は市で行います。
- ③ 所有権移転登記は、契約者(落札者)名義(共有者全員の名義で契約した場合は、共有名義)で行います。
- ④ 所有権移転登記に必要な登録免許税については、落札者の負担になりますので、必要金額の収入印紙を持参してください。
- ⑤ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- ⑥ 登記に際し、下記の書類の提出が必要となります。
 - ア 個人・・・住民票
 - イ 法人・・・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

【土地に関する登録免許税額】

登録免許税額＝課税標準額×15／1,000

※課税標準額:大津地方法務局の算出する固定資産評価額の1㎡当たりの価格に登記記録に記録されている地積を乗じて得た額 等

(2) 物件の引き渡し

売却物件は、売買代金完納時に引き渡したものとします。

16 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項を熟読しておいてください。なお、物件調書、位置図、明細図等は参考資料としてご利用ください。
- (2) 位置図は、建物の新築などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (3) 現状有姿での売払いとなりますので、必ず事前に売払物件の現況をご確認いただき、法令に基づく制限等も調査確認の上、入札にご参加ください。
- (4) 落札者は、売買物件の引渡しを受けた後売買物件に直ちに発見することができない種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、売買代金の減額及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、この限りではありません。
- (5) 建物を建築するにあたっては、建築基準法及び県、市の条例等により、規制を受ける場合がありますので、予定のある方は、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (6) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。
- (8) 落札物件の利用にあたっては、落札者の責任において周辺自治会及び近隣居住者と十分な調整を行っていただき、トラブルを起こさないよう留意してください。なお、周辺自治会及び近隣居住者とのトラブルが生じたときには、落札者の責任において解決していただきます。
- (9) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。

17 申込みのない物件等の売払い

(1) 継続募集

令和8年12月21日(月)の開札において、応募がなかった等の理由により買受人が決定しなかった物件については、先着順で最低売払価格により売却します。

(2) 応募者の資格

本要領「1 入札に参加する者に必要な資格」に準じます。

(3) 応募方法等

① 応募方法

本入札要領に添付してある「市有地(企業局所管財産)売払応募申込書兼承諾書」【様式第1-1号】及び【様式第1-1号別添】に必要事項を記入の上、受付期間内に受付場所まで、直接持参により提出してください。

② 受付期間

令和8年12月21日(月)から令和9年3月31日(水)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する本市の休日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

③ 受付場所

大津市御陵町3番1号

大津市役所新館6階大津市企業局企業経営部契約管財課

電話077-523-1234(代表)内線4572

077-528-2614(直通)

④ 応募申込書控の交付

受付手続終了後、応募申込書に受付印を押印し、受付番号を記入した写しを交付します。

この申込書の写しは、応募者であることを証明する書類となりますので、大切に保管してください。

(4) 応募にあたっての留意事項

物件は現状有姿による引渡しです。現地説明会は行いませんので、応募者は事前に本入札要領の位置図等により必ず現地を確認していただき、法令等の状況についても調査確認を行ってください。

(5) 買受予定者の決定方法

① 応募の受付は先着順とし、受付期間において受付場所に同時に複数人の応募者がいる場合は、抽選により決定します。

② 受付番号1番の方を買受予定者とし、補欠者として第3補欠者まで受付します。

③ 買受予定者が辞退される場合は、本応募要領に添付してある「市有地(企業局所管財産)売払応募申込に係る辞退届」【様式第2-1号】により辞退することができます。

④ 買受予定者が辞退等した場合は、補欠者が順次繰上ります。繰上げになった補欠者へは、市から直接連絡いたします。

⑤ 契約の締結

ア 市では、買受予定者から「市有地(企業局所管財産)売払応募申込書兼承諾書」が提出された後、別途連絡します。買受予定者は、次の書類を契約管財課に提出してください。

提出書類

- ・企業財産譲渡申請書【様式第3－1号】

添付書類(発行より3か月以内のもの)

- ・印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・住民票(法人の場合は登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕)
- ・土地売買契約書等に貼付する収入印紙

イ 前述アの提出後、14日以内に売買契約を締結していただきます。

ウ 補欠者が繰上げにより買受予定者となった場合、企業財産譲渡申請書の提出及び売買契約の締結等の事務手続については、別途連絡します。

エ 買受予定者(繰上げ補欠者を含む。)が必要書類を提出しない場合は、買受者としての資格を取り消します。

オ 土地売買契約書等に貼付する収入印紙については、買受者の負担となりますので、契約当日に持参してください。

⑥ 売買代金の納付方法

売買代金は、売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の100分の10以上の金額を納付していただき、その後、売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書兼領収証書により契約締結の翌日から30日以内に納付していただきます。なお、契約保証金は売買代金に充当いたします。(売買契約締結と同時に全額一括して納付いただくこともできます。)

売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

(6) 所有権の移転及び物件の引き渡し

本要領「15 所有権の移転及び物件の引き渡し」に準じます。

(7) その他

本要領「16 その他」に準じます。